茅野市社会福祉協議会は、「**赤い羽根共同募金**」の配分金を財源とした「ボランティア・市民活動助成金」で、子どもや高齢者などへの支援を行う団体等を応援します!

# 「ボランティア・市民活動助成金 第2次募集のご案内」

助成目的	赤い羽根共同募金からの配分金を以って、子どもたちや高齢者、障害		
	者、生活困窮者等への支援活動等を行うボランティア・市民活動団体に助		
	成金を交付することにより、地域福祉活動の活性化を図ることを目的とし		
	ています。		
助成対象期間	2021年4月 1日(木) ~ 2022年 3月31日(木)		
申請受付期間	2021年7月 1日(木) ~ 2021年 7月20日(火)		
助成金交付決定	8月上旬(予定) ※申請を受付後、審査会を経て決定します。		
助成対象活動	茅野市内における以下の事業活動		
	(1) 高齢者の暮らしを支えるための事業		
	(2) 障害者の暮らしを支えるための事業		
	(3)子育て・子育ちを支援し、応援するための事業		
	(4) その他、地域の福祉課題を解決するための事業		
助成対象団体等	・継続的に地域住民を対象に自主的かつ自発的に進める地域福祉活動を行う当		
	事者組織、ボランティアグループ、NPO法人、福祉団体等。		
	・助成対象となる団体・事業・経費等の詳細は、交付要綱でご確認ください。		
	行政区単位の事業も対象になります。		
助成金額	1 つの団体に対し、上限4万円		
申請方法	• 交付申請書に申請に必要な書類等を添え、茅野市社会福祉協議会地域福祉活		
	動推進係へ提出してください。		
	• 交付要綱や交付申請書等は、茅野市社会福祉協議会事務局窓口でお渡しして		
	います。また、ホームページからダウンロードすることもできます。		

- 〇この助成金は、「社会福祉法人茅野市社会福祉協議会ボランティア・市民活動助成金交付要綱」に基づき、 令和3年度ボランティア・市民活動助成金の第2次募集を行うものです。
- ○交付要綱に基づき、助成金交付に当たっては、申請書の提出~交付決定~報告書の提出まで手続きが必要となります。また、対象とならない団体や対象とならない経費等もあります。その他詳細は下記までお問合せ願います。

【ご相談・お問合せ】

〒391-0002 茅野市塚原二丁目5番 45 号 ひと・まちプラザ2階 茅野市社会福祉協議会 地域福祉活動推進係 電話:73-4431

# O助成金対象経費について

区分	対象となる経費	例
講師謝礼	• 講演会、講習会、研究会の講師謝礼	・〇〇講習会の講師謝礼
旅費	• 招聘講師の旅費	<ul><li>〇〇講習会の講師旅費</li></ul>
		・自家用自動車を利用した物品の配送に係るガ
		ソリン代
備品購入費 消 耗 品 費	・事業に係る備品及び消耗品の購入費	・マスクづくりのための生地代
		・配食のための調理器具やお弁当容器の購入代
		・学習支援のための学習ドリルの購入代
		・事業を進めるための参考図書の購入代
保 険 料	<ul><li>行事等の参加者に対するボランティア</li></ul>	・ボランティア行事用保険等の保険料
	行事用保険の保険料	
通信運搬費	・切手付きはがき代、事業の PR 用チラ	・見守り活動のための往復はがきの購入
	シの配布や通知文等の郵送料	・電話相談活動による通信費
印刷製本費	・事業に必要な書類、資料、チラシなど	・チラシのコピー代
	の印刷製本費	・資料の印刷代
賃 借 料	・物品の賃借料	・配食のための調理器具の賃借料
会 場 費	・施設使用料等(光熱費を含む)	・公民館等の使用料及び光熱水費
会 議 費	• 招聘講師に対する茶菓子及び食事代	
	(酒食を伴うものは除く)	
食 料 費	• 事業に必要な食材、弁当、惣菜の購入	・こども食堂等で提供するための食材購入
	費等(酒類は除く)	
その他	<ul><li>事業のために必要かつ適切と認められ</li></ul>	・ご不明な点等はご相談ください。
	る経費	

## O助成対象にならないもの

- (1)団体自体の運営維持に要する経費
- (2) 上部団体への負担金や加入組織の会費等
- (3) 団体に所属する会員への諸謝金等
- (4) 他の助成金等の交付を受けている経費
- (5) その他
  - 助成対象にならない活動団体等は、交付要綱第2条第2項に掲げる活動団体等となります。交付要綱を参照願います。

記載されている例はあくまでも一例です。申請の際には、随時ヒアリングを行うなど確認をさせていただきます。なお、助成対象について細かい内容やご不明の点は、別途お問合せください。

#### 申し込み方法

- ●所定の助成金申請書へ必要事項をご記入の上、添付資料とともに受付期間内に郵送、又は来所にてお申 し込みください。※来所にてお申込みされる場合は、お電話で事前にご連絡ください≪要予約≫
  - 〇提出書類: ボランティア・市民活動助成金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて会長 に申請しなければならない。
    - (1)活動団体等の規約、会則、又はこれに類する書類
    - (2)活動団体等の構成員名簿
    - (3)活動団体等の収支予算書
    - (4)活動団体等の事業計画書

#### 〇申請書を入手する

茅野市社会福祉協議会ホームページ https://.sharara.or.jp より必要書類をダウンロードいただけま す。

#### 〇郵送で申し込む

〒391-0002 茅野市塚原 2-5-45 茅野市ひと・まちプラザ 2 階

茅野市社会福祉協議会 地域福祉活動推進係宛

#### 〇来所の予約/お問合せ

TEL (0266) 73-4431 FAX (0266) 73-8030

E-mail:support@sharara.or.jp

### 〇申請の流れと審査について

申込受付

申込期間内に、上記の方法にてお申し込みください。

郵送でお申し込みいただいた場合、電話にてヒアリングを実施します。



お申込みいただいた助成金の審査については、茅野市共同募金委員会審査委員会を 開催し、可否についての審査を行います。



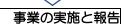
決定通知

お申込みいただいた助成金の審査結果については、ボランティア・市民活動助成金 交付決定通知書(様式第2号又は第3号)により通知します。

#### 〇助成金決定後の流れ

助成金の入金

お申込みいただいた助成金は、ボランティア・市民活動助成金交付請求書(様 式第4号)によりご指定いただいた口座へお振込みします。



助成を受けた団体等は、当該事業終了後すみやかに、ボランティア・市民活動 助成金実績報告書(様式第7号)を提出していただきます。

